

外国人材の受入支援に係る連携協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、大東建託リーシング株式会社（以下「乙」という。）及び公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「丙」という。）は、以下のとおり連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することによって、神奈川県内への外国人材の受入促進に係る取組の充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 県内中小企業等の外国人材向け住宅確保の支援に関すること
- （2） その他この協定の目的に資する取組に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から起算して2年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から2年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(反社会的勢力に関する対応)

第6条 甲、乙及び丙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲、乙及び丙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲、乙及び丙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月18日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都港区港南二丁目16番地1
品川イーストワンタワー17階
大東建託リーシング株式会社
代表取締役社長 川原 栄司

丙 神奈川県横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センタービル5階
公益財団法人神奈川産業振興センター
理事長 武井 政二